

令和5年度 綾瀬市職員採用試験 受験案内

通年募集

職種:土木・保健師・行政福祉 (民間企業等経験者)

この試験は、綾瀬市の行政機関に勤務する職員を採用するために行うものです。

(受験資格等)

試験区分	試験のレベル	採用予定人員	受験資格	職務の内容
土木	大学卒業程度	若干名	次の全てを満たす人 (1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法に規定する高等学校以上の土木に関する学部か学科を卒業した人 (3) 民間企業や公共機関等において、土木工事の計画、設計、施工監理等の職務経験を通算5年以上有する人	主に土木関係部署で専門業務等に従事します。
保健師	大学卒業程度	若干名	次の全てを満たす人 (1) 昭和48年4月2日以降に生まれた人 (2) 保健師免許を有する人 (3) 民間企業や公共機関等において、保健師としての実務経験を有し、保健師、看護師、又は助産師としての職務経験を通算5年以上有する人	主に保健指導業務に従事します。
行政福祉	大学卒業程度	若干名	次の全てを満たす人 (1) 昭和48年4月2日以降に生まれた人 (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する人 (3) 民間企業や公共機関等において、福祉に関する相談業務、支援業務等の職務経験を通算5年以上有する人	一般行政事務（主に福祉業務）に従事します。人事異動により福祉業務以外の業務に就くこともあります。

ただし、次の人は、受験できません。

- ・地方公務員法第16条の規定に該当する人
- ・日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の人

【職務経験についての注意事項】

- ① 職務経験年数等により、上位の職（主任技師など）で採用する場合があります。
- ② 民間企業や公共機関等における職務経験とは、会社員や公務員、自営業者であって、フルタイム勤務の社員・職員（正規・非正規は問いません。勤務していた事業所の正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している人が該当します。）として従事していた期間が該当します。
- ③ 職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業や公共機関等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。
- ④ 合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、当該職務経験の確認ができない場合は、採用されません。

1 申込期間及び試験日程等（予定）

	申込期間	第1次試験日	第2次試験日	採用年月日
第1回	4月1日（土） ～4月30日（日）	5月16日（火） 又は17日（水）	5月29日（月） 又は30日（火）	令和5年 7月1日以降
第2回	5月1日（月） ～6月30日（金）	7月18日（火） 又は19日（水）	8月2日（水） 又は3日（木）	令和5年 10月1日以降
第3回	7月1日（土） ～9月30日（土）	10月11日（水） 又は12日（木）	10月27日（金） 又は30日（月）	令和6年 1月1日以降
第4回	10月1日（日） ～12月27日（水）	令和6年1月15日（月） 又は16日（火）	令和6年1月26日（金） 又は29日（月）	令和6年 4月1日

- ・申込期間及び試験日程等は変更となる場合がございます。
- ・試験日時の詳細は、後日郵送する通知でお知らせします。
- ・試験会場は、綾瀬市役所会議室を予定しています。
- ・試験終了後、1～2週間後を目途に市のホームページで合格発表を行います。第1次試験は合格者へのみ文書で通知をします。第2試験は、合否にかかわらず文書で通知します。（電話での合否の問い合わせはお断りします。）
- ・最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、欠員状況等により順次採用されます。
- ・採用予定人数に達した場合、第2回以降実施しない可能性があります。
- ・申込者数が一定数に達した場合、一時的に申し込みを締め切る可能性があります。

2 試験の方法

区分	種目	試験区分	内容
第1次試験	適性試験 (SCOA-C)	全区分	公務員として必要な適性についての筆記試験 (照合、分類、言語、計算、読図、記憶) ※50分程度のマークシート方式です。
	個別面接		専門職としての知識・資質及び人柄等についての個別面接試験
第2次試験	個別面接	全区分	人柄等についての個別面接試験

3 受験手続

インターネットによる電子申請で申込みを行ってください。

※ 受付期間終了後、申し込み状況の集計が済み次第、ホームページで公表しますので、**期間及び時間に余裕を持って申込みをしてください。**

インターネットによる申込みは、エラーが出た場合に修正や変更に必要な時間があります。また、申込み途中でシステムトラブルが発生する場合がありますので、**期間及び時間に余裕を持って申込みをし、受付終了間際の申込みは、避けてください。**

申込方法

<p>申込方法</p>	<p>① 綾瀬市ホームページの電子申請・届出画面から、e-Kanagawa電子申請に接続し、「綾瀬市」を選択し、申請者ID登録をしてください。 綾瀬市ホームページ http://www.city.ayase.kanagawa.jp/ ⇒電子申請・届出 e-Kanagawa電子申請 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/toppage-t/</p> <p>② 希望の手続名を選択し、登録した申請者IDでログインし、受験申込を行ってください。</p> <p>③ 申込後は、必ず申請内容の照会を行ってください。照会の上、申請の到達が確認できなかった場合は、必ず綾瀬市役所職員課人事研修担当まで御連絡ください。</p> <p>※「エントリーシート」及び「職歴・職務経歴申告書」を必ず添付してください。 添付がない場合は受付できません。必ず綾瀬市ホームページの職員募集画面又は電子申請画面から様式をダウンロードし、事前に作成を行ってから電子申請による受験申込を行ってください。くれぐれも期間及び時間に余裕を持ってお申込みください。</p> <p>※電子申請における変更点及び注意点については、綾瀬市ホームページの職員募集画面の該当試験ページにてお知らせしますので、電子申請を行う前に必ず確認をお願いします。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和5年4月1日（土）午前8時30分から12月27日（水）午後5時まで ※申込期間ごとの試験日、採用時期等は1ページの「1 申込期間及び試験日程等（予定）」で確認をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ・電子申請による申込みが完了すると、登録したメールアドレスに、e-Kanagawa電子申請から「申込完了通知」メールが届きます。「申込完了通知」メールが届かない場合は、電子申請が完了していないこととなりますので注意してください。 ・e-Kanagawa電子申請は、メンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬ通信障害等が起きた場合のトラブルについては一切責任を負いません。
<p>受験票について</p>	<p>① 受験票は、第1次試験日の10日前頃にe-Kanagawa電子申請個人画面に登録されます。登録が完了したら「返信文書送付通知」メールが届きますので、e-Kanagawa電子申請より各自印刷をしてください。 ※紙は白色。感熱紙は不可。</p> <p>② 印刷した受験票に写真（申込み前3か月以内に撮影した鮮明なもの〔縦4.5cm×横3.5cmで上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可〕）が貼付されていることを確認し、切り離れた状態で、第1次試験日に持参してください。</p>

4 給与

給与は、条例等により支給され、現行（令和5年4月現在）の初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。

大学卒（入庁5年目）	246,950円
大学卒（入庁10年目）	287,210円

上記のほか、通勤手当、住居手当等が支給されます。また、学歴に基づき一定の基準により加算または減算され、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。なお、採用される前までに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

職務経験年数等によって、上位の職位で採用する場合があります。

5 その他

- ① 受験の際は、受験票及び受験番号票、鉛筆（HB）及び消しゴムを持参してください。
- ② 試験会場には、駐車場の用意はありません。
- ③ 第2次試験の際、卒業（見込）証明書及び成績証明書が必要となりますので、あらかじめ準備しておいてください。提出された書類は、返却いたしません。
- ④ この採用試験の結果については、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により本人に提供することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人（代理人不可）が直接おいでください。なお、その際には本人確認が必要となりますので、受験票、免許証など本人が確認できる写真付きの書類をお持ちください。

試験	開示請求のできる人 (本人に限る)	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	試験不合格者	総合得点・ 総合順位	期間：それぞれの合格の発表日から1か月 場所：職員課
第2次試験	試験不合格者	総合順位	

※それぞれの試験で棄権された方（全科目受験されていない方）には、試験結果を開示することはできません。

「綾瀬市版」持続可能な働き方3制度



綾瀬市のマスコットキャラクター

あやびい

- ・ 午前7時～午後10時までの間に、自由に勤務時間を割り振ることが可能。
- ・ 最大4週の範囲で割り振ることができ、休みを土・日プラス1日設けることも可能。
- ・ コアタイム（必ず出勤しなければならない時間帯）はありません。



- ・ 子供を育てる職員は、送り迎えなどのために、勤務時間の始めと終わりに合わせて最大2時間休みを取得することが可能。
- ・ 小学校6年生までの子供が対象。
- ・ 通常、地方公務員は小学校入学までの子供が対象のところを、綾瀬市では小学校の6年間もサポート！



- ・ 子育てや介護のためにやむを得ず退職した職員を対象に、退職後5年以内であれば復職が可能。
- ・ 一度退職しても、これまでの経験を活かして再度職場で活躍することができます。
- ・ 在職年数5年以上の職員が対象です。

※綾瀬市の概要（綾瀬市ホームページ⇒行政情報⇒市の紹介）は、下記の URL をご覧ください。

<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/gyoseijoho/shinoshokai/index.html>

